

第 8 0 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関
する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正す
る。

第 5 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、2 号又は 3 号認定子どもに係る利用者につ
いての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあった月の属
する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が 4 月から 8
月までの場合にあっては前年度分とする。以下同じ。）が 7 7 , 1 0 1
円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護
者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が
早い 2 号又は 3 号認定子どもの利用者負担額は、別表第 1 から別表第
4 までに定める額に 0 . 5 を乗じて得た額とする。ただし、別表第 1
B の項中「 3 , 6 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、「 3 , 5 0 0 円」
とあるのは「 0 円」と、別表第 2 B の項中「 3 , 2 0 0 円」とあるの
は「 0 円」と、「 3 , 1 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、別表第 3 B
の項中「 2 , 6 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、別表第 4 B の項中「 9 ,
0 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、「 6 , 0 0 0 円」とあるのは「 0
円」と、同表 D 4 の項中「 1 9 , 5 0 0 円」とあるのは「 9 , 2 5 0
円」と、「 1 9 , 3 0 0 円」とあるのは「 9 , 1 5 0 円」と、「 1 6 ,

500円」とあるのは「7,750円」と、「16,300円」とあるのは「7,650円」とする。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、1号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が早い1号認定子どもの利用者負担額は、別表第5又は別表第6に定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、別表第5Bの項中「3,000円」とあるのは「0円」と、別表第6Bの項中「3,000円」とあるのは「0円」と、同表C1の項中「16,100円」とあるのは「7,550円」とする。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(特定被監護者等が複数いる場合における利用者負担額の特例措置)

第6条の3 第4条から第6条までの規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、1号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、特定被監護者等から順に、2人目の子どもが1号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。

- 2 第4条から第6条までの規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、2号又は3号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が57,700円未満である場合は、特定被監護者等から順に、2人目の子どもが2号又は3号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の場合において、特定被監護者等から順に、3人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。

4 前3項の規定にかかわらず、支給認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、特定被監護者等から順に、2人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。

別表第8及び別表第9中「第6条」を「第6条及び第6条の3」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成28年4月分以後の利用者負担額について適用し、平成28年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、利用者負担額の特例を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。